# 地方公共団体情報システム機構 第 16 回 代表者会議

平成28年12月12日(月)16:00 地方公共団体情報システム機構会議室

# 次 第

- 1 開会
- 2 報告
  - ・J-LIS における若手人材育成プログラムについて
  - ・カード管理システムの中継サーバの障害対応に係る費用負担について
  - マイナポータルに関する手数料について
  - ・役員の報酬の改定について
- 3 議事
  - ・平成28年度12月補正予算(案)
- 4 閉会

# 地方公共団体情報システム機構 第 16 回代表者会議 配付資料

# 【報告】

- 資料1 J-LIS における若手人材育成プログラム(案)
- 資料2 カード管理システムの中継サーバの障害対応に係る費用負担について
- 資料3-1 マイナポータル開設に際しての住民票コードの提供等に係る 手数料について
- 資料3-2 マイナポータルのログイン等における利用者証明用電子証明 書の有効性確認に係る手数料について
- 資料4 役員の報酬の改定について

# 【議事】

# 議案第1号 平成28年度12月補正予算(案)

参考資料1 平成28年度12月補正予算(案)の概要

# J-LISにおける若手人材育成プログラム(案) (1/2)

JーLIS職員に求められる能力(人材)を踏まえ、中長期的な視点に立った若手の人 材育成プログラムを作成し、人的体制の充実を図る。

# システム開発

- 造を含む)、試験等の各フェーズにおけ 要件定義、設計、開発(プログラム製 る検討及び確認の適切な実施
- ・機能追加・改修や周期的なシステム 更改の確実な実施

# 新たなサービスの 企画立案·提供

- 理解し、有用なサービスを提言し、具体 ・国の施策や自治体のニーズを把握・ 化していく能力
- 自治体の業務が一体的に連携できる よう、業務改革を提言できる能力 自治体がシステムを構築する際に、

# られる能力(人材)

# システム運用

- 緊急時に迅速かつ適切に対応(広報を ・運用しているシステム全体を理解し、
- ・国や自治体のシステム全体や業務運 営の実態に対する理解
- ・情報セキュリティに関する高度な専門 的知識

# J-LIS全体の安定的 なレネジメント

- 会計、契約、監査等の実務に関する 基本的な知識
- ・事務系職員におけるJーLISが運用 するシステム等に対する理解

# J-LISにおける若手人材育成プログラム(案) (2/2)

求められる能力と現状を踏まえ、下記の考え方で若手の人材育成を進めていく。

外部の知見の活用(外部組織への 派遣-中途採用)

〇適性がある職員については、民間企業に派遣し、システム開発の実務に従事させ

- 〇自治体や国の機関へ派遣し、実務経験や政策立案を学ばせる。
- Oさらに、 開発管理業務の中核を担う即戦力となる人材や情報セキュリティに関する 高度な 専門的知識を有する人材の中途採用について検討。

専門性を高める ための人員配置

〇基本的に運用管理業務又は開発管理業務を1~2ポスト(3~6年)程度経験。

- 〇主に派遣職員等が従事している具体的な運用管理業務にJーLIS職員も従事さ せることにより、運用管理業務のノウハウを職員に継承・移転していく。
- 事務系職員には、専門性が高い会計、契約(法務)、監査業務を経験させる。

専門性を高める ための研修・ 資格取得

〇(数ヶ月程度の)外部研修を集中的、体系的に受講させるなど、研修制度の体系 化や充実を図る(今後詳細を検討)。 〇基本情報技術者、情報セキュリティマネジメント等の資格を取得するとともに、さら に専門的な資格(管理、開発、運用、セキュリティ等)について取得を促すための 仕組みを講じる(今後詳細を検討)。

# 本件に関する費用負担の整理について

〇今年1月のカード管理システムの中継サーバの障害対応において、システムの修補関係費用(93百万 ているが、費用負担について5社コンソと協議を行い、<u>いずれの費用についても5社コンソが負担する</u> 円。下記①及び②)、J-LISの判断により追加的に講じた対策に要した費用(約1億円。下記③~⑤)が生じ ことと整理した。

くカード管理システムの中継サーバの障害対応に要した費用>

項目	<b>費用</b> (百万円)	基句	最終負担者 (負担理由)
①中継サーバの設定変更等	10	当初の仕様を満たすための成果物の修補費用	5社コンン
②原因特定のためのログ解析等	83	システム障害の原因究明のための費用	(瑕疵担保責任)
③中継サーバの増設費用	10		ら社コンソ
④中継サーバの常時監視対応(ベンダー)	06	フーロSの判断により、カード発行を安定的に行った めに追加的に講じた対策	(社会的な責任に鑑み
⑤中継サーバの常時監視対応(J-LIS)	1.5		事業者が負担)

# 本件に関する合意について

〇上記の整理を踏まえ、カード管理システムの中継サーバの障害対応に係る費用負担の整理について は、下記のとおり、J-LISと5社コンソで合意することとする。

# 【障害対応に要した費用の整理】

カード管理システムの中継サーバの障害対応に要した費用は、下記のとおり5社コンソの負担とする。

- (1) 瑕疵担保責任に基づき5社コンソが負担する費用 93百万円
- (2)社会的な責任に鑑み5社コンソが負担する費用 101.5百万円
- (※(2)のうち1.5百万円はJーLISから富士通へ損害賠償請求)

合計 194. 5百万円 ※中継サーバの構築費用は約280百万円 5社コンンの負担総額



# マイナポータル開設に際しての住民票コードの提供等に係る手数 料について

## 1 趣旨

マイナポータル(情報提供等記録表示、自己情報表示、お知らせその他のサービスを提供するポータルサイトで、内閣府が設置及び運用するもの。以下同じ。)は、国民が自らに関する特定個人情報<sup>(注)</sup>や情報提供の記録等の開示や提供を受けるために設置されるものである。

マイナポータルを開設するには、総務大臣が機構から住民票コードの提供を受け、利用者フォルダ用符号を生成することが必要となる。

この住民票コードの提供は、内閣総理大臣が本人の委任を受けて機構に対して住民 基本台帳法30条の32に基づく本人確認情報(住民票コード)を開示請求し、その開 示先を総務大臣と指定するものと整理された。

このため、「地方公共団体情報システム機構の住民基本台帳法に基づく手数料の額を定める規程」の一部を改正し、当該事務に係る手数料を定めるものである。

(注)特定個人情報とは、個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる 番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む)をその内容に含む個人情報をいう。

# 2 改正内容

自己に係る本人確認情報の開示手数料のうち、マイナポータルを通しての求めにより、情報提供ネットワークシステム(情報提供に使用する個人を特定するための符号の生成、変換及び情報提供の許可等を行うシステムで、総務大臣が設置及び管理するもの。以下同じ。)へ住民票コードを提供する場合の手数料は、次のとおりとする。

【平成29年1月1日施行予定】

○自己に係る本人確認情報の開示の手数料(第30条の34)

新	旧
1件につき20円	1 件につき 20 円
ただし、マイナポータル(情報提供等記録表示、自己情報表示、お知らせその他のサービスを提供するポータルサイトで、内閣府が設置及び運用するものをいう。)を通しての求めにより情報提供ネットワークシステムへ住民票コードを提供する場合の情報提供に係る手数料の額は、1件につき10円	

## 3 手数料設定の考え方

本業務は、マイナポータルの利用者が利用者フォルダを開設する際に、マイナポータルを通しての求めに応じ、情報提供ネットワークシステムへ住民票コードを提供する業務であり、情報連携のために行う住民票コードの提供(住民基本台帳法第30条の

9の2)と同様のシステム上の処理を行うことから、情報連携のために行う住民票コードの提供手数料(住民基本台帳法第30条の23)と同額である10円/件とする。

# 4 地方公共団体情報システム機構の住民基本台帳法に基づく手数料の額を定める規程 程 第2条の別表(改正後)

(改正の変更箇所については、下線により表示)

(以上 > ) 及 入 固 / ) (C	ついては、下線により表示	)` <i>)</i> 
種別	事務	手数料の額
1 法第 30 条の 23 の規定による本人確認情報等の提供に関する手数料	法第30条の9の規定による機構保存本人確認情報の提示	さいている。 さいでは、(1) のは、(1) がのに、(1) がのに、(1) がのののでは、(1) がのののでは、(1) がののでは、(1) がののでは、(1) がののでは、(1) がののでは、(1) がののでは、(2) がののでは、(2) がののでは、(3) がののでは、(3) では、(3) では、(4) がのでは、(4) がのでは、(5) では、(5) で
	法第30条の9の2第1   項の規定による住民票   コードの提供	1 件につき 10 円
2 法第 30 条の 34 の規定による自己 に係る本人確認情 報の開示の手数料	法第30条の32第2項 の規定による自己の本 人確認情報の開示	1件につき20円 ただし、マイナポータル(情報提供等記録表示、自己情報表示、自己情報表示、自己情報表示、自己情報表示、お知らせその他のサービスを提供するポータルサイトで、内閣府が設置及び運用するものをいう。)を通しての求めにより情報提供ネットワークシステムへ住民票コードを提供する場合の情報提供に係る手数料の額は、1件につき10円

# 【参考条文】

# ○住民基本台帳法

(国の機関等への本人確認情報の提供)

第30条の9 機構は、別表第1の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、第30条の7第3項の規定により機構が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの(以下「機構保存本人確認情報」という。)のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。ただし、個人番号については、当該別表第1の上欄に掲げる国の機関又は法人が番号利用法第9条第1項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

# (総務省への住民票コードの提供)

- 第30条の9の2 機構は、総務省から番号利用法第21条の規定による事務の処理 に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該求めに係る者の住 民票に記載された住民票コードを提供するものとする。この場合において、機構 は、機構保存本人情報を利用することができる。
- 2 機構は、前項の規定により提供した住民票コードが記載された住民票について当該住民票コードの記載の修正が行われたときは、総務省に対し、修正前及び修正後の住民票コードを提供するものとする。

(本人確認情報の提供に関する手数料)

第30条の23 機構は、第30条の9又は第30条の9の2第1項に規定する求めを行 う別表第1の上欄に掲げる国の機関若しくは法人又は総務省から、総務大臣の認 可を受けて定める額の手数料を徴収することができる。

## (自己の本人確認情報の開示)

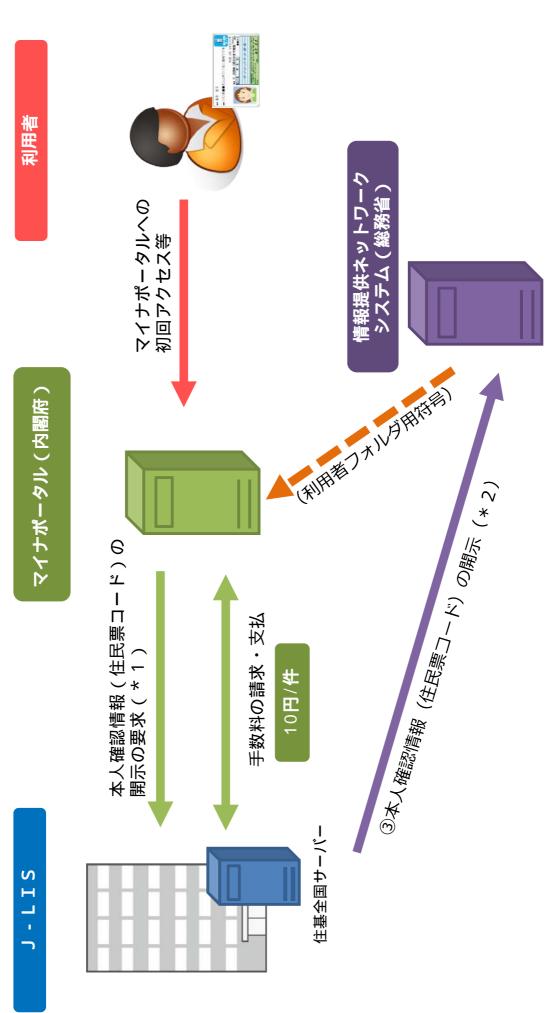
- 第30条の32 何人も、都道府県知事又は機構に対し、第30条の6第3項又は第30条の7第3項の規定により磁気ディスクに記録されている自己に係る本人確認情報について、書面により、その開示(自己に係る本人確認情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を請求することができる。
- 2 都道府県知事又は機構は、前項の開示の請求(以下この項及び次条第1項において「開示請求」という。)があつたときは、開示請求をした者(以下この項及び次条第2項において「開示請求者」という。)に対し、書面により、当該開示請求に係る本人確認情報について開示をしなければならない。ただし、開示請求者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。

# (開示の手数料)

第30条の34 第30条の32 第1項の規定により機構に対し自己に係る本人確認情報の開示を請求する者は、機構が総務大臣の認可を受けて定める額の手数料を納めなければならない。

(白紙)

# マイナポータルの利用者フォルダ開設に係る住民票コード提供手数料発生イメージ



- \*1:) LiSに対して、本人の委任を受けた内閣総理大臣が本人確認情報(住民票コード)の開示の要求を行う(利用者証明用電子証明書のシリ アル番号によって行う
  - \* 2:) LISが、本人が開示先に指定した総務大臣に対して本人確認情報(住民票コード)の開示を行う
- \*3:\*1、2については、マイナポータルの利用規約に明示することにより本人の同意をとることで関係省庁が合意し作業中
- の住民票コードの要求前に情報提供等記録開示システムは利用者証明用電子証明書の有効性確認を行っているが、有効性確認に係る 手数料については本紙には記載していない。 ( 洪

# (参考)情報連携のための住民票コード提供手数料発生イメージ

情報提供ネットワーク システム(総務省) 国の機関等 住民票コードの提供の要求(\*4) ②住民票コードの提供 手数料の請求・支払 10円/年 住基全国サーバー - LIS

\*4:\*1のマイナポータルと異なり、個人番号(マイナンバー)によって行う。

# マイナポータルのログイン等における利用者証明用電子証明書の有効 性確認に係る手数料について

# 1 趣旨

マイナポータル(情報提供等記録表示、自己情報表示、お知らせその他のサービスを提供 するポータルサイトで、内閣府が設置及び運用するもの。以下同じ。)が、来年1月から開 設される。マイナポータルでは、個人サイトの開設時や開設後のログイン時等に、国民から 電子利用者証明を受けることにより、厳格な本人確認を行う予定である。

電子利用者証明を受ける内閣府においては、利用者証明用電子証明書(注1)の有効性の確認 を行う必要があり、この確認を行うための失効情報の提供に係る事務に関する手数料<sup>(注2)</sup>を、 機構に支払う必要がある。

当該手数料について、マイナポータルの特性に鑑みた手数料を定めることとし、「電子署 名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に基づく手数料の額を 定める規程」(以下、「手数料規程」という。)の一部を改正する。

- (注1)利用者証明用電子証明書とは発行番号や発行年月日、有効期間等の情報が格納された電子証明書のこと。 利用者本人であることを証明するものであるため、主にインターネット等でのログイン時の ID・パスワ ードの代わりに利用される。個人情報を証明するものではないため、基本4情報(氏名や住所、年齢、性 別) は格納されない。
- (注2) 失効情報の提供に係る事務に関する手数料は、機構が定め、総務省が認可することとされている (電 子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第67条)。

## 2 改正内容

利用者証明用電子証明書失効情報の提供に係る事務に関する手数料について、内閣府がマ イナポータルに関し行う確認については、1件につき1円とする。

【平成29年1月1日施行予定】

○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(以下、「法」 という。)第67条第1項第6号の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効 情報の提供に係る事務手数料

> 新 旧

定により効力を失っていないことの確認(以下こ の項において「確認」という。) 1件につき2円 ただし、次のいずれかに該当する手数料の額は、 それぞれ(1)から(2)までに掲げる額

- (1) 現況確認のために行う確認(失効情報の集 合物を提供する方法により提供された失効情 報の集合物を用いて行う確認であり、かつ、現 況確認のために行う確認であることが認識で きるものとして機構が認めるものに限る。)に ついては、年間2件以上であっても1件とみな し2円
- (2) 内閣府がマイナポータル (情報提供等記録表 示、自己情報表示、お知らせその他のサービス

利用者証明用電子証明書が法第34条第1項の規|利用者証明用電子証明書が法第34条第1項の規 定により効力を失っていないことの確認(以下こ の項において「確認」という。) 1件につき2円 ただし、現況確認のために行う確認 (失効情報の 集合物を提供する方法により提供された失効情 報の集合物を用いて行う確認であり、かつ、現況 確認のために行う確認であることが認識できる ものとして機構が認めるものに限る。) について は、年間2件以上であっても1件とみなし2円

を提供するポータルサイトで、内閣府が設置及 び運用するものという。)に関し行う確認につ いては、1件につき1円

# 3 手数料設定の考え方

現行の手数料規程において利用者証明用電子証明書の効力を失っていないことを確認する手数料は国及び国の機関(以下、「国等」という。)の場合は手数料規程第2条の別表第1の7の規程により1件につき2円、地方公共団体の場合は手数料規程第3条の別表2の6の規程により無料と定めている。

マイナポータルは国等及び地方公共団体から提供される情報を確認することが可能である。利用者が国等か地方公共団体の一方の情報を閲覧するのであれば現行の規程に則り、国等の場合のみ手数料を負担することが可能であるが、マイナポータルは利用者に係る双方から提供される情報を閲覧することを目的としたシステムであるため、国等と地方公共団体に係る手数料を等分することとし、1円/件とする。

# 4 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に基づく手数料の額を定める規程 第2条の別表第1(改正後)

(改正の変更箇所については、下線により表示)

種別	事務	手数料の額
1~6 (略)		
7 法第67条第1項第6号の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の提供に係る事務手数料	法第37条第1項の規定 による保存期間に係る 利用者証明用電子証明 書失効情報の提供に係 る事務	利用者証明用電子証明書が法第34条第1項の規定により効力を失っていないことの確認(以下この項において「確認」という。) 1件につき2円ただし、次のいずれかに該当する手数料の額は、それぞれ(1)から(2)までに掲げる額(1)現況確認のために行う確認(失効情報の集合物を提供する方法により提供された失効情報の集合物を提供する方法により提供された失効情報の集合物を用いて行う確認であることが認識できるものとして機構が認めるものに限る。)については、年間2件以上であっても1件とみなし2円(2)内閣府がマイナポータル(情報提供等記録表示、自己情報表示、お知らせその他のサービスを提供するポータルサイトで、内閣府が設置及び運用するものをいう。)に関し行う確認については、1件につき1円
8 (略)		

# 【参考条文】

○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律

(利用者証明用電子証明書の失効)

- 第三十四条 利用者証明用電子証明書は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を 失う。
  - 一 機構が第三十条の規定により利用者証明用電子証明書失効申請等情報を記録したとき。 二から五及び2から3 (略)

(利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報の提供等)

第三十七条 機構は、次条第一項の規定による確認をしようとする利用者証明検証者の求めがあったときは、政令で定めるところにより、速やかに、保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報(第三十条から第三十三条までの規定による保存期間が経過していない利用者証明用電子証明書失効情報をいう。以下同じ。)の提供を行うものとする。

2から3 (略)

(手数料)

第六十七条 機構は、次に掲げる事務に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。

一から五 (略)

六 第三十七条第一項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の提供に係る事務

七 (略)

- 2 機構は、前項に規定する手数料の額を定め、又はこれを変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。
- 3 (略)
- ○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に基づく手数料 の額を定める規程

(手数料の額)

第2条 前条の規定による手数料の額は、別表第1のとおりとする。

(手数料を無料とする範囲)

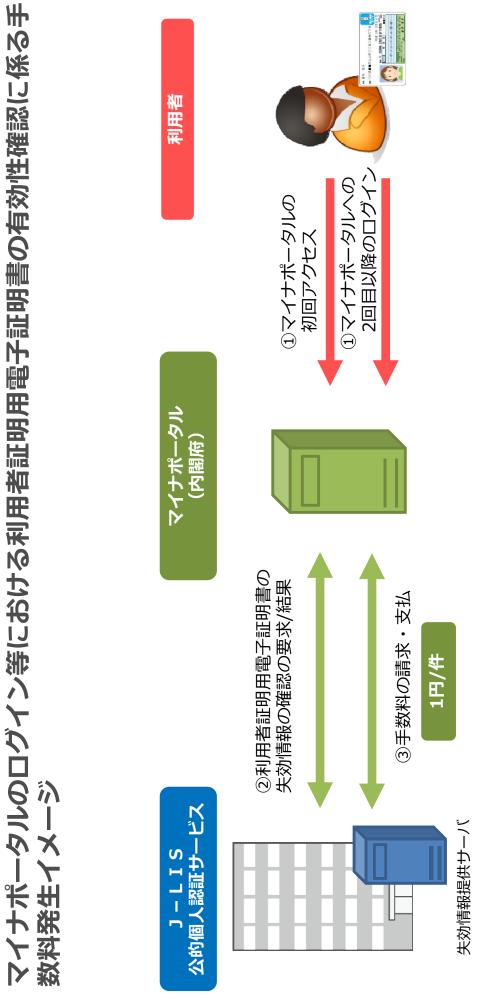
第3条 前条の規定にかかわらず、別表第2に掲げる場合にあっては、手数料を無料とする。

# 別表第1 (第2条関係)

種別	事務	手数料の額
1~6 (略)		
7 法第67条第1項第 6号の規定による保 存期間に係る利用者 証明用電子証明書失 効情報の提供に係る 事務手数料	法第37条第1項の規定 による保存期間に係る 利用者証明用電子証明 書失効情報の提供に係 る事務	利用者証明用電子証明書が法第34条第1項の規定により効力を失っていないことの確認(以下この項において「確認」という。) 1件につき2円ただし、現況確認のために行う確認(失効情報の集合物を提供する方法により提供された失効情報の集合物を用いて行う確認であり、かつ、現況確認のために行う確認であることが認識できるものとして機構が認めるものに限る。)については、年間2件以上であっても1件とみなし2円
8 (略)		

# 別表第2(第3条関係)

種別	無料とする範囲
1~5 (略)	
6 法第67条第1項第 6号の規定による保 存期間に係る利用者 証明用電子証明書失 効情報の提供に係る 事務手数料	(1) 法第17条第1項第1号に掲げる者であって、行政手続オンライン化法第2条第2号ハに掲げる者に対する事務手数料 (2) 利用者証明検証者が機構の承諾を得てシステム機器の導通確認、その他試験調査を行う場合の事務手数料
7 (略)	





# 役員の報酬の改定について

地方公共団体情報システム機構第1回代表者会議議決「役員の報酬及び退職金について」(議案第6号) 第1項第6号に基づき、役員の報酬の改定について、次のとおり報告する。

# 1 改定理由

国において人事院勧告に基づく給与改定が行われることとなったため、国に準じて、役員の勤勉手当を改定するものである。

# 2 改定内容

地方公共団体情報システム機構役員給与規程第14条第2項に規定する勤勉手当 基礎額に乗ずる割合を次のとおり改定する。

# (1) 平成28年12月1日以降

改定後	改定前			
100分の97.5	100分の87.5			

# (2) 平成29年4月1日以降

改定後	改定前			
100分の92.5	100分の97.5			

# 3 実施時期

この改定は、平成28年12月1日から実施する。



# 平成28年度12月補正予算(案)

地方公共団体情報システム機構



# 平成28年度12月補正 予定貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

	( <u>単位:十円)</u>
科目	金額
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	35,612,505
未収金	11,632,815
前払金	25,549
貯蔵品	53
有価証券	169,995
流動資産合計	47,440,917
固定資産	
有形固定資産	400 044
建物	136,211
備品 以一 7 资产	16,694
リース資産   有形固定資産合計	6,812,751 6,965,656
無形固定資産	0,905,050
電話加入権	3,042
リントウェア	53,344
リース資産	86,363
無形固定資産合計	142,749
投資その他の資産	,
投資有価証券	0
保証金	442,760
長期前払費用	43,887
投資その他の資産合計	486,647
固定資産合計	7,595,052
資産合計	55,035,969
負債の部	
流動負債	40 -00 000
未払金	40,703,332
未払法人都民税	70
預り金	9,805
前受金 仮受金	0
賞与引当金	95,590
1 役員賞与引当金	7,506
リース債務	2,181,590
流動負債合計	42,997,893
固定負債	.2,00.,000
長期前受金	1,612,500
長期未払金	43,887
退職給付引当金	613,767
役員退職給付引当金	0
地方公共団体負担金平準化等積立金	1,170,000
リース債務	4,243,644
資産除去債務	406,741
固定負債合計	8,090,539
負債合計	51,088,432
純資産の部   地方公共団体出資金	134,000
利益剰余金	134,000
利益利尔並   積立金	3,603,570
システム開発積立金	209,967
利益剰余金合計	3,813,537
評価・換算差額等	3,310,001
その他有価証券評価差額金	ol
評価・換算差額等合計	0
純資産合計	3,947,537
負債純資産合計	55,035,969
	, , ,

# 平成28年度12月補正 予定損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

	Г	(単位・十门)
科	目	金額
営業収益		
事業負担金収入		295,400
個人番号カード等関連交付金		33,068,527
地方公共団体負担金収入		8,914,415
負担金収入		383,028
事業収入		10,508,019
情報提供手数料		3,718,796
発行手数料		1
情報開示手数料		1
補助金等収入		523,842
営業収益合計		57,412,029
営業費用		
事業費		54,647,141
一般管理費		725,958
営業費用合計		55,373,099
営業利益		2,038,930
営業外収益		
受取利息		258
有価証券利息		1,300
雑収入		2,145
営業外収益合計		3,703
営業外費用		
支払利息		69,947
営業外費用合計		69,947
経常利益		1,972,686
特別損失		
固定資産除却損		0
地方公共団体負担金平準化等種	責立金繰入額	1,170,000
特別損失合計		1,170,000
当期純利益		802,686

# 樣式第3号

# 平成28年度12月補正 資金計画

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

区分		( 里位:十円) 金額
		<u></u> 並領
営業収益		57,412,029
利息収入		1,558
雑収入		2,145
有価証券償還金		360,000
前期末未収金		43,385,421
当期末未収金		11,632,815
その他		337,500
資	金収入合計	89,865,838
事業費		52,179,064
一般管理費		712,120
固定資産取得費		644,818
保証金支出		1,395
リース債務返済支出		2,351,131
前期末未払金		61,051,710
当期末未払金		40,703,402
その他		0
 	金支出合計	76,236,836
資	金収支差額	13,629,002
前期末現金及び預金		21,983,503
当期末現金及び預金		35,612,505

(単位:千円) 公的個人認証個人番号から中間サーバー 総 合 行 政本人確認情報 一般事業 科 目 報 処 理 合 計 車 資産の部 流動資産 現金及び預金 3.273.255 2.686.929 58.681 24.119.591 3.677.475 1.629.071 167.503 35.612.505 未収金 752,087 3,898,387 995,669 5,768,627 14,002 204,043 11,632,815 前払金 471 0 25,078 25,549 0 貯蔵品 53 0 n 0 0 53 有価証券 169,995 n 0 n 169,995 3,677,475 流動資産合計 4,195,861 6,585,316 1,054,350 29,888,218 1,643,073 396,624 47,440,917 固定資産 有形固定資産 64,016 27,924 建物 20,204 1,127 0 22.940 0 136,211 備品 1,903 6,003 5,238 47 3,503 16,694 リース資産 1,528,601 2,609,355 1,679,440 214,379 427,064 6,812,751 353.912 0 有形固定資産合計 376,019 1,598,620 2,615,720 1,707,411 0 240,822 427,064 6,965,656 無形固定資産 2,705 0 0 3,042 電話加入権 246 0 91 0 ソフトウェア 53,344 0 0 0 0 0 53,344 0 リース資産 86,363 0 0 0 0 0 86,363 無形固定資産合計 56,049 86,609 0 0 0 91 0 142,749 投資その他の資産 投資有価証券 0 0 0 0 C 保証金 135,183 236,833 0 11,000 0 59,744 0 442,760 長期前払費用 0 0 0 43,887 43,887 投資その他の資産合計 135,183 236,833 0 11,000 0 59,744 43,887 486,647 固定資産合計 567,251 1,922,062 2,615,720 1,718,411 0 300,657 470,951 7,595,052 資産合計 4.763.112 8,507,378 3,670,070 31,606,629 3,677,475 1.943.730 867,575 55,035,969 負債の部 流動負債 1,301,008 3,820,827 1,040,715 29,889,433 3,669,574 40,703,332 未払金 718.811 262.964 未払法人都民税 70 0 C 70 預り金 9,805 0 0 0 9,805 0 0 前受金 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 C 0 n 仮受金 0 n 41,058 22.340 5.796 9,128 6.400 10.868 0 95.590 賞与引当金 1,276 役員賞与引当金 2.853 1.051 675 901 750 0 7.506 359,447 リース債務 133,548 503,791 746,628 193.904 244,272 2,181,590 4,348,009 42,997,893 1,488,342 1,793,814 30,259,284 3,676,875 507.236 流動負債合計 924,333 固定負債 長期前受金 0 1,200,000 0 0 0 412.500 0 1.612.500 長期未払金 0 43,887 0 0 43.887 退職給付引当金 393,080 4,282 0 75,407 138,809 2.189 0 613,767 役員退職給付引当金 0 0 0 C 0 地方公共団体負担金平準化等積立金 0 1.170.000 0 0 1.170.000 0 0 リース債務 233.419 952.057 1.884.772 933.109 36.515 203.772 4.243.644 資産除去債務 287.370 11.957 107.414 406.741 固定負債合計 626.499 3.748.236 1.889.054 945.066 2.189 631.836 247.659 8.090.539 負債合計 2.114.841 8.096.245 3.682.868 31.204.350 3.679.064 1.556.169 754.895 51.088.432 純資産の部 地方公共団体出資金 134,000 0 0 0 134,000 0 利益剰余金 積立金 2,304,304 411,133 12,798 402,279 1,589 387,561 112,680 3,603,570 システム開発積立金 209,967 209,967 387,561 2,514,271 411.133 12.798 402.279 1,589 112.680 3,813,537 利益剰余金合計 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 0 評価・換算差額等合計 0 0 0 0 0 0 0 2,648,271 411,133 12,798 402,279 1,589 387,561 112,680 3,947,537 純資産合計 負債純資産合計 8,507,378 3,670,070 55,035,969 4.763.112 31.606.629 3.677.475 1.943.730 867.575

# (事業別財務情報(平成28年度12月補正 予定損益計算書関係)) (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

科目							1	
<del>                                    </del>	一般事業	本 人 確 認情 報 処 理 事 業	公的個人認証サービス事業	個人番号カード発 行 等 事 業	中間サーバー 共同化・集約化 等 事 業	総 合 行 政 ネットワーク 運 営 事 業	本 人 確 認 情 報 処 理 事 業 関 連 事 業	合 計
営業収益								
事業負担金収入	295,400	0	0	0	0	0	0	295,400
個人番号カード等 関連交付金	0	0	1,302,000	31,766,527	0	0	0	33,068,527
地方公共団体 負担金収入	0	1,673,421	1,573,750	0	4,076,631	1,590,613	0	8,914,415
負担金収入	80,269	0	0	0	0	300,000	2,759	383,028
事業収入 3	3,082,357	2,353,180	0	3,145,417	0	16,200	1,910,865	10,508,019
情報提供手数料	0	3,655,796	63,000	0	0	0	0	3,718,796
発行手数料	0	0	1	0	0	0	0	1
情報開示手数料	0	1	0	0	0	0	0	1
補助金等収入	523,842	0	0	0	0	0	0	523,842
営業収益合計 3	3,981,868	7,682,398	2,938,751	34,911,944	4,076,631	1,906,813	1,913,624	57,412,029
営業費用								
事業費	3,247,212	6,245,160	2,976,226	34,389,836	4,037,934	1,839,626	1,911,147	54,647,141
一般管理費	372,308	121,728	66,514	74,617	42,163	48,628	0	725,958
営業費用合計 3	3,619,520	6,366,888	3,042,740	34,464,453	4,080,097	1,888,254	1,911,147	55,373,099
営業利益	362,348	1,315,510	103,989	447,491	3,466	18,559	2,477	2,038,930
営業外収益								
受取利息	258	0	0	0	0	0	0	258
有価証券利息	1,300	0	0	0	0	0	0	1,300
雑収入	1,300	240	480	0	0	0	125	2,145
営業外収益合計	2,858	240	480	0	0	0	125	3,703
営業外費用								
支払利息	4,384	16,017	31,060	13,650	1	4,835	0	69,947
営業外費用合計	4,384	16,017	31,060	13,650	1	4,835	0	69,947
経常利益	360,822	1,299,733	134,569	433,841	3,467	13,724	2,602	1,972,686
特別損失								
固定資産除却損	0	0	0	0	0	0	0	0
地方公共団体負担金平準化 等積立金繰入額	0	1,170,000	0	0	0	0	0	1,170,000
特別損失合計	0	1,170,000	0	0	0	0	0	1,170,000
当期純利益	360,822	129,733	134,569	433,841	3,467	13,724	2,602	802,686

様式第6号 (事業別財務情報(平成28年度12月補正 資金計画関係)) (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

						(単位:千円)		
区分	一般事業	本 人 確 認 情 報 処 理 事 業	公的個人認証 サービス事業		中間サーバー 共同化・集約化 等 事 業	総 合 行 政 ネットワーク 運 営 事 業	本人確認情報 処 理 事 業 関 連 事 業	合 計
営業収益	3,981,868	7,682,398	2,938,751	34,911,944	4,076,631	1,906,813	1,913,624	57,412,029
利息収入	1,558	0	0	0	0	0	0	1,558
雑収入	1,300	240	480	0	0	0	125	2,145
有価証券償還金	360,000	0	0	0	0	0	0	360,000
前期末未収金	700,534	1,014,089	773,809	40,680,000	0	12,902	204,087	43,385,421
当期末未収金	752,087	3,898,387	995,669	5,768,627	0	14,002	204,043	11,632,815
その他	0	200,000	0	0	0	137,500	0	337,500
資金収入合計	4,293,173	4,998,340	2,717,371	69,823,317	4,076,631	2,043,213	1,913,793	89,865,838
事業費	2,975,688	5,662,286	2,214,968	34,045,695	4,033,569	1,568,662	1,678,196	52,179,064
一般管理費	363,491	118,959	66,335	74,617	40,730	47,988	0	712,120
固定資産取得費	56,000	125,159	0	463,500	0	0	159	644,818
保証金支出	595	500	0	0	0	300	0	1,395
リース債務返済支出	139,307	585,334	768,968	328,132	143	282,173	247,074	2,351,131
前期末未払金	1,609,354	1,769,462	736,331	44,080,000	11,700,000	865,318	291,245	61,051,710
当期末未払金	1,301,078	3,820,827	1,040,715	29,889,433	3,669,574	718,811	262,964	40,703,402
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
資金支出合計	3,843,357	4,440,873	2,745,887	49,102,511	12,104,868	2,045,630	1,953,710	76,236,836
資金収支差額	449,816	557,467	28,516	20,720,806	8,028,237	2,417	39,917	13,629,002
前期末現金及び預金	2,823,439	2,129,462	87,197	3,398,785	11,705,712	1,631,488	207,420	21,983,503
当期末現金及び預金	3,273,255	2,686,929	58,681	24,119,591	3,677,475	1,629,071	167,503	35,612,505

# 様式第7号

# (債務負担行為関係)

債務負担行為の事項、限度額、行為年度及び機構の負担となる年度

# 1 次の債務負担行為を設定する。

(単位:千円)

			<u> </u>
事項	限度額	行為年度	機構の負担 となる年度
個人番号カード用ICカード製造業務	2,484,000	平成28年度	平成29年度

# 2 次の債務負担行為の設定を解除する。

事項	限度額	行為年度	機構の負担となる年度
旧姓対応等システム開発に伴う委託等	2,346,182	平成28年度	平成29年度
カード交付安定化等システム開発に伴う委託等	1,895,173	平成28年度	平成29年度



# 平成28年度12月補正予算(案)の概要

# 1 補正の事由

# (1) 本人確認情報の提供業務

国税庁等への本人確認情報の提供に係る手数料収入は、提供時期及び金額が明確でなかったため、当初予算には計上していなかったが、本年度に同手数料収入が見込まれることから、情報提供手数料収入1,170百万円の増額補正を行おうとするものである。

なお、同手数料収入は、本人確認情報の利用開始当初に発生する一時的なものであり、従来どおりの次年度精算の取扱いにすると都道府県負担金の大きな変動要素となる。

このため、同手数料収入については、次年度以降の都道府県負担金の平準化や軽減を図ることを目的とした財源として、地方公共団体負担金平準化等積立金に1,10百万円の増額補正を行おうとするものである。

# (2) 個人番号カード製造等に係る業務

個人番号カード用 IC カード(生カード)は、個人番号カードの発行状況に応じ、 平成 29 年 3 月に 1 O O 万枚、平成 29 年 4 月以降に順次 5 O O 万枚の納入を受ける 予定であるため、新たに 2, 4 8 4 百万円の債務負担行為を設定しようとするもので ある。

# (3) 女性活躍推進等に対応した個人番号カード等の記載事項の充実等に係る業務

女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実等に対応する ためのシステム改修等を行うため、予算の補正を行おうとするものである。

なお、当該業務は、国の補正予算成立に伴い、国と契約を締結するため、平成28年度10月補正予算において、平成29年度の債務負担行為を設定した。その後、国との契約事務手続きを具体化していく中で、契約方法を見直す必要性が生じたことから、平成29年度の債務負担行為の設定額を平成28年度予算として2,353百万円の増額補正を行い、債務負担行為の一部を解除しようとするものである。

### (4) 個人番号カード交付の安定化に係る業務

個人番号カード交付の安定化に対応するためのシステム改修等を行うため、予算 の補正を行おうとするものである。

なお、当該業務は、国の補正予算成立に伴い、国と契約を締結するため、平成28 年度10月補正予算において、平成29年度の債務負担行為を設定した。その後、国 との契約事務手続きを具体化していく中で、契約方法を見直す必要性が生じたことから、平成29年度の債務負担行為の設定額を平成28年度予算として1,921百万円の増額補正を行い、債務負担行為の一部を解除しようとするものである。

# 2 補正予算書

# (1) 補正予定損益計算書

[平成28年度における機構の事業実施に係る収入と経費の予定を示すもの]

(単位:百万円)

科目	10 月補正 後予算	補正額	12 月補正 後予算
営業収益	51, 967	5, 445	57, 412
営業費用	51, 647	3, 726	55, 373
営業外収益	4	0	4
営業外費用	69	1	70
特別損失	0	1, 170	1, 170
当期純利益	255	547	803

(注) 金額は、科目ごとに 10万円単位を四捨五入しているので、

合計額が一致しない場合がある。(以下同じ)

# 【補正の内容】

# ア 本人確認情報処理事業補正予定損益計算書

(単位:百万円)

科目	10 月補正後 予算	補 正 額	12 月補正後 予算
営業収益	4, 159	3, 523	7, 682
地方公共団体負担金収入	1, 673	0	1, 673
事業収入	0	2, 353	2, 353
情報提供手数料収入	2, 486	1, 170	3, 656
営業外収益	0	0	0
営業費用	4, 127	2, 240	6, 367
事業費	4, 005	2, 240	6, 245
一般管理費	122	0	122
営業外費用	16	0	16
特別損失	0	1, 170	1, 170
地方公共団体負担金 平準化等積立金繰入額	0	1, 170	1, 170
当期純利益	17	113	130

- ① 事業収入……2,353百万円の増 女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実等に係る事 業収入の増
- ② 情報提供手数料収入……1,170百万円の増 国税庁等への本人確認情報の提供に係る手数料収入の増
- ③ 事業費……2,240百万円の増 女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実等に係るシ ステム改修等の事業費の増
- ④ 特別損失……1, 170百万円の増 国税庁等への本人確認情報の提供に係る手数料収入見合いの額の地方公共団体 負担金平準化積立金への繰入れによる特別損失の増
- ⑤ 当期純利益……113百万円の増 女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実等に係るリース機器等の取得額126百万円と、当期費用の減価償却費13百万円との差額113百万円による当期純利益の増

# イ 個人番号カード発行等事業補正予定損益計算書

(単位:百万円)

科目	10 月補正後 予算	補 正 額	12 月補正後 予算
営業収益	32, 991	1, 921	34, 912
個人番号カード等関連交 付金収入	31, 767	0	31, 767
事業収入	1, 224	1, 921	3, 145
営業外収益	0	0	0
営業費用	32, 978	1, 486	34, 464
事業費	32, 904	1, 486	34, 390
一般管理費	75	0	75
営業外費用	13	1	14
当期純利益	Δ1	435	434

- ① 事業収入……1,921百万円の増 個人番号カード交付安定化に係る事業収入の増
- ② 事業費……1,486百万円の増 個人番号カード交付安定化に係るシステム改修等の事業費の増
- ③ 営業外費用……1百万円の増 個人番号カード交付安定化に係るリース機器等の支払利息による営業外費用の 増

# ④ 当期純利益……435百万円の増

個人番号カード交付安定化に係るリース機器等の取得額484百万円と、当期費用の減価償却費49百万円との差額435百万円による当期純利益の増

# (2)補正予定貸借対照表

[平成28年度末における機構の資産や負債等の財務状況を示すもの]

(単位:百万円)

科	目	10月補正後	補正額	12 月補正後
		予算		予算
資	産	48, 941	6, 095	55, 036
負	債	45, 541	5, 547	51, 088
純資	<b>正</b> 產	3, 400	547	3, 948

# 【補正の内容】

# ア 本人確認情報処理事業

科目	10 月補正後	補正額	12 月補正後
	予算		予算
資 産	4, 850	3, 657	8, 507
流動資産	3, 068	3, 517	6, 585
現金及び預金	2, 094	593	2, 687
未収金	974	2, 924	3, 898
その他流動資産	0	0	0
固定資産	1, 782	140	1, 922
リース資産 (有形固定資産)	1, 388	140	1, 529
その他固定資産	393	0	393
負 債	4, 552	3, 545	8, 096
流動負債	1, 990	2, 358	4, 348
未払金	1, 474	2, 347	3, 821
リース債務	493	11	504
その他流動負債	23	0	23
固定負債	2, 562	1, 187	3, 748
地方公共団体負担 金平準化等積立金	0	1, 170	1, 170
リース債務	935	17	952

その他固定負債	1, 626	0	1, 626
純 資 産	298	113	411

# ① 資産の部

現金及び預金……593百万円の増

本人確認情報の提供に係る手数料収入のうち、599百万円が当期の入金となることによる現金及び預金の増及び女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等に係る費用のうち、6百万円を当期に支払うことによる現金及び預金の減

・未収金……2.924百万円の増

女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実等に係る事業収入 2,353百万円及び国税庁等への本人確認情報の提供に係る手数料収入のうち、571百万円が未収となることによる未収金の増

・リース資産(有形固定資産)……140百万円の増 女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実等における リース機器等の取得によるリース資産の増

# ② 負債の部

未払金……2,347百万円の増

女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実等に係る費用のうち、2.347百万円が未払となることによる未払金の増

- ・リース債務……28百万円の増(流動負債11百万円。固定負債17百万円) 女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実等に係るリース機器等の債務の増
- ・地方公共団体負担金平準化等積立金・・・・・1,170百万円の増本人確認情報の提供に係る手数料収入増額分1,170百万円を都道府県負担金平準化等積立金繰入れによる都道府県負担金平準化等積立金の増

### ③ 純資産の部

積立金……113百万円の増

女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実等に係るリース機器等の取得額126百万円と、当期費用の減価償却費13百万円との差額113百万円による積立金の増

# イ 個人番号カード発行等事業

科目	10 月補正後	補 正 額	12月補正後
	予算		予算
資 産	29, 169	2, 437	31, 607
流動資産	27, 989	1, 899	29, 888
現金及び預金	24, 142	△22	24, 120
未収金	3, 847	1, 921	5, 769
その他流動資産	0	0	0
固定資産	1, 180	538	1, 718
リース資産	1, 141	538	1, 679
(有形固定資産)	1, 141	330	1, 073
その他固定資産	39	0	39
負 債	29, 202	2, 003	31, 204
流動負債	28, 319	1, 940	30, 259
未払金	27, 990	1, 899	29, 889
リース債務	319	41	359
その他流動負債	10	0	10
固定負債	882	63	945
リース債務	870	63	933
その他固定負債	12	0	12
純 資 産	△32	435	402

# ① 資産の部

- ・現金及び預金……△22百万円の増
  - 個人番号カード交付安定化に係る費用のうち、22百万円を当期に支払うことに よる現金及び預金の減
- ・未収金……1,921百万円の増 個人番号カード交付安定化に係る事業収入1,921百万円が未収となることに よる未収金の増
- ・リース資産(有形固定資産)……538百万円の増 個人番号カード交付安定化に係るリース機器等の取得によるリース資産の増
- ② 負債の部
  - ・未払金……1,899百万円の増 個人番号カード交付安定化に係る費用のうち、1,899百万円が未払となることによる未払金の増
  - ・リース債務……104百万円の増(流動負債41百万円。固定負債63百万円)

個人番号カード交付安定化に係るリース機器等の債務の増

③ 純資産の部 積立金……435百万円の増

個人番号カード交付安定化に係るリース機器等の取得額484百万円と、当期費用の減価償却費49百万円との差額435百万円による積立金の増

# (3) 補正資金計画

[平成28年度における機構の資金繰りの状況を示すもの]

(単位:百万円)

区分	10 月補正後	補正額	12 月補正後
	予算		予算
資金収入合計	89, 267	599	89, 866
営業収益	51, 967	5, 445	57, 412
当期末未収金	△6, 787	△4, 846	△11, 633
その他 等	44, 087	0	44, 087
資金支出合計	76, 208	28	76, 237
事業費	48, 515	3, 664	52, 179
固定資産取得費	62	583	645
リース債務返済支出	2, 323	28	2, 351
当期末未払金	△36, 457	△4, 246	△40, 703
その他 等	61, 765	0	61, 765
資金収支差額	13, 058	571	13, 629
(前期末現金及び預金)	21, 984	0	21, 984
(当期末現金及び預金)	35, 042	571	35, 613

# 【補正の内容】

# ア 資金収入の部

- ① 営業収益……5,445百万円の増
  - ・本人確認情報処理事業……3,523百万円の増

女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実等に係る事業収入 2,353百万円及び国税庁等への本人確認情報の提供に係る手数料収入 1,170百万円による営業収益の増

- ・個人番号カード発行等事業……1,921百万円の増 個人番号カード交付安定化に係る事業収入1,921百万円による営業収益の増
- ② 当期末未収金……△4,846百万円の増
  - ・本人確認情報処理事業……△2,924百万円の増 営業収益の補正額3,523百万円のうち、2,924百万円が未収となることに

よる未収金の増

・個人番号カード発行等事業……△1,921百万円の増 営業収益の補正額1.921百万円が未収となることによる未収金の増

# イ 資金支出の部

- ① 事業費……3,664百万円の増
  - ・本人確認情報処理事業……2,227百万円の増 女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実等に係る費 用2,227百万円による事業費の増
  - ・個人番号カード発行等事業……1,437百万円の増 個人番号カード交付安定化に係る費用1,437百万円による事業費の増
- ② 固定資産取得費……583百万円の増
  - ・本人確認情報処理事業……120百万円の増 女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実等に係るリース機器等の取得費用120百万円による固定資産取得費の増
  - ・個人番号カード発行等事業……463百万円の増 個人番号カード交付安定化に係るリース機器等の取得費用463百万円による 固定資産取得費の増
- ③ リース債務返済支出……28百万円の増
  - ・本人確認情報処理事業……6百万円の増 女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実等に係るリース機器等の債務6百万円によるリース債務返済支出の増
  - ・個人番号カード発行等事業……22百万円の増 個人番号カード交付安定化に係るリース機器等の債務22百万円によるリース 債務返済支出の増
- ④ 当期末未払金……△4,246百万円の増
  - ・本人確認情報処理事業……△2,347百万円の増 女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実等に係る事 業費、固定資産取得費及びリース債務返済支出の補正額2,353百万円のうち、 2,347百万円が未払となることによる当期末未払金の増
  - ・個人番号カード発行等事業…… △1,899百万円の増 個人番号カード交付安定化に係る事業費、固定資産取得費及びリース債務返済支 出の補正額1,921百万円のうち、1,899百万円が未払となることによる当 期末未払金の増
- ウ 当期末現金及び預金……571百万円の増
  - 本人確認情報処理事業……593百万円の増

本人確認情報の提供に係る手数料収入 1, 1 7 0 百万円のうち、5 9 9 百万円が 当期の入金となることによる当期末現金及び預金の増及び女性活躍推進等に対 応したマイナンバーカード等に係る費用のうち、6 百万円を当期に支払うことに よる当期末現金及び預金の減

・個人番号カード発行等事業……△22百万円の増 個人番号カード交付安定化に係る費用のうち、22百万円を当期に支払うことに よる当期末現金及び預金の減

# (4) 補正債務負担行為関係

[平成29年度以降における機構の債務内容を示すもの]

(単位:百万円)

事項	限度額	行為年度	機構の負担 となる年度
個人番号カード用ICカード製造業務	2, 484	平成 28 年度	平成 29 年度

# 【補正の内容】

債務負担行為2,484百万円の増(新規)

個人番号カード用 IC カード(生カード)個人番号カードの発行状況に応じ、平成 29 年 3 月に 1 O O 万枚、平成 29 年 4 月以降に順次 5 O O 万枚の納入を受ける予定であるため、債務負担行為を設定する。